

重要（計1枚）

事務連絡
令和2年3月2日

高知市内
指定相談支援事業所 様
障害者相談センター 様

高知市健康福祉部障がい福祉課

新型コロナウイルスへの対応について（依頼）

平素は本市の障害福祉行政へご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり新型コロナウイルスへの対応について、厚生労働省から事務連絡が発出されているところですが、高知市内の相談支援事業所におかれましても、利用者処遇やまん延防止について、ご対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以下、取扱いの具体例をお示ししますので、利用者及び職員の安全確保に万全を期するよう、適切な対応をお願いします。

記

1 利用者への対応について

- ・症状を有する者については、必要に応じ、新型コロナウイルス相談センター（電話：823-9300）へ相談するよう勧奨し、通所サービスの利用は自粛するよう伝達してください。
- ・症状がない者についても一般的な予防対策を講じたうえで、障害福祉サービスの利用は除き、不要不急な人混みへの外出を避けるようご助言をお願いします。
- ・事業所への通所を自粛し、かつ家族による支援が十分でない者に対しては、きめ細かい電話連絡などをするなどし、状況把握に務めていただくよう、お願いします。

2 相談支援の提供について

- ・まん延防止の観点から、計画相談支援で必須とされている居宅等訪問や担当者会議について、電話や意見照会による対応も可能とします。利用者や関係機関へ説明を行い、その旨をサービス提供記録に記載をお願いします。
- ・また、申請書やサービス等利用計画の同意、障がい福祉課への提出等にあたっては、郵送によるやり取りを導入するなどの方法も考えられます。郵送による書類提出の遅延が生じた場合、本市としても柔軟に対応することとします。

3 その他

- ・国からの通知等については、随時障がい福祉課ホームページに掲載します。その他取扱いについて疑義がある場合は下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

高知市健康福祉部障がい福祉課 地域生活支援室
TEL：088-823-9378 FAX：088-823-9370